

			中部日本放送事件		CBC管弦楽団労組事件（中部日本放送）			眞壁組事件	
			愛知地労委命令	地方裁判所判決	愛知地労委命令	地方裁判所判決	高等裁判所判決	最高裁判所判決	高等裁判所判決
時期			昭和41年2月	昭和46年12月	昭和41年2月	昭和46年12月	昭和49年9月	昭和51年5月	平成10年10月
結論			労働者性を否定	労働者性を肯定	労働者性を否定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定
基本的考え方			— ○放送出演契約に基づいて演唱ないし演奏技能を提供する者が、労組法の保護を受ける労働者か否かを決するためには、単に出演契約の文言のみの考察に止まることなく、これと併せて契約締結時の実際の経緯、契約当事者の契約内容に対する理解の仕方ないし出演の実態、及び従前の契約関係との対比等諸般の事情を総合して判断することが肝要である。 ○契約文言の上からは、民法の典型契約である雇傭契約とは目し得ず、形式的にはいわゆる諾否自由で対等の地位に立つものと考えられるにかかわらず、実質的には、経済的弱者として相手方による労働条件の一方的決定を甘受せざるを得ない状態にあると認められる場合は、使用従属関係にあるものとして労組法の保護を受ける労働者と認めるのが相当である。	— ○放送出演契約に基づいて演唱ないし演奏技能を提供する者が、労組法の保護を受ける労働者か否かを決するためには、単に出演契約の文言のみの考察に止まることなく、これと併せて契約締結時の実際の経緯、契約当事者の契約内容に対する理解の仕方ないし出演の実態、及び従前の契約関係との対比等諸般の事情を総合して判断することが肝要である。 ○契約文言の上からは、民法の典型契約である雇傭契約とは目し得ず、形式的にはいわゆる諾否自由で対等の地位に立つものと考えられるにかかわらず、実質的には、経済的弱者として相手方による労働条件の一方的決定を甘受せざるを得ない状態にあると認められる場合は、使用従属関係にあるものとして労組法の保護を受ける労働者と認めるのが相当である。	— ○放送出演契約に基づいて演唱ないし演奏技能を提供する者が、労組法の保護を受ける労働者か否かを決するためには、単に出演契約の文言のみの考察に止まることなく、これと併せて契約締結時の実際の経緯、契約当事者の契約内容に対する理解の仕方ないし出演の実態、及び従前の契約関係との対比等諸般の事情を総合して判断することが肝要である。 ○契約文言の上からは、直ちに民法の典型契約である雇傭契約と目し難い一種の無名契約というべきであっても、実質的には、経済的弱者として相手方による労働条件の一方的決定を甘受せざるを得ない状態にあると認められる場合には、使用従属関係にあるものとして労組法の保護を受ける労働者と認めるのが相当である。	— ○自由出演契約が、会社において放送の都度演奏者と出演条件等を交渉して個別的に契約を締結することの困難さと煩雑さを回避し、楽団員をあらかじめ会社の事業組織のなかに組み入れておくことによって、放送事業の遂行上不可欠な演奏労働力を恒常的に確保しようとするものであることは明らか。	—		
判断要素	組織への組み込み	○自由出演契約は、いずれも芸能員の特殊性を考慮した1年期限付きのものであって、期限が到来すれば技能及び熟練度を考慮し、当事者合意の上更改が行われているので、一般的意味における単なる更新とは同視できない。 ○契約締結の形式が附従契約的色彩を有するとしても、問題はその契約内容である。 ○合唱団員には厳密な意味での拘束時間はなく、会社は合唱団員を対象に自由な企画をすることはできない。	—	○自由出演契約は、いずれも楽団員の特殊性を考慮した1年期限付きのものであって、期限が到来すれば技能及び熟練度を考慮し、当事者合意の上更改が行われているので、一般的意味における単なる更新とは同視できない。 ○契約締結の形式が附従契約的色彩を有するとしても、問題はその契約内容である。 ○楽団員には厳密な意味での拘束時間はなく、会社は楽団員を対象に自由な企画をすることはできない。	—	—	—		
	契約内容の一方的決定	—	○自由出演契約の締結では、会社から合唱団員ごとの契約金が記載された契約書の文面を提示され、合唱団員はそのまま契約書に調印した。 ○契約の文言、契約の具体的金額などは、すべて会社が一方的に決定しており、合唱団員の希望は全く考慮されていない。 ○合唱団員が、会社から再契約の締結を拒否されることをおそれて、やむなく自由出演契約の締結に合意したことは明らかである。	—	○自由出演契約の締結では、会社から楽団員ごとの契約金が記載された契約書の文面を提示され、楽団員はそのまま契約書に調印した。 ○契約の文言、契約の具体的金額などは、すべて会社が一方的に決定しており、楽団員の希望は全く考慮されていない。 ○楽団員が、会社から再契約の締結を拒否されることをおそれて、やむなく自由出演契約の締結に合意したことは明らかである。	○自由出演契約の締結では、会社から楽団員ごとの契約金が記載された契約書の文面を提示され、楽団員はそのまま契約書に調印した。 ○契約の文言、契約の具体的金額などは、すべて会社が一方的に決定しており、楽団員の希望は全く考慮されていない。 ○楽団員が、会社から再契約の締結を拒否されることをおそれて、やむなく自由出演契約の締結に合意したことは明らかである。 ※地裁判決と同じ。	—		
	報酬の労務対価性	○契約金は一見、保障固定給のように見えるが、これは、芸能界の慣行により「契約金」の名称を用いながら、著作権等の謝礼を加味した実質上の出演料である。 ○合唱団員が会社の出演発注についてその都度諾否を決め得ること、出演発注を拒否しても契約金の支払額に変更がないこと等をあわせ考えると、この契約金は賃金とは認められない。	○契約金は専属契約時代の契約金と保証出演料に見合う額であって、出来高払賃金制における固定給的要素が保有されている。 ○合唱団員は会社に芸能的労働力を提供し、その対価として一定の報酬を受けている。	○契約金は一見、保障固定給のように見えるが、これは、芸能界の慣行により「契約金」の名称を用いながら、著作権等の謝礼を加味した実質上の出演料である。 ○楽団員が会社の出演発注についてその都度諾否を決め得ること、出演発注を拒否しても契約金の支払額に変更がないこと等をあわせ考えると、この契約金は賃金とは認められない。	○楽団員は会社に芸能的労働力を提供し、その対価として一定の報酬を受けている。 ※地裁判決と同じ。	○楽団員は会社に芸能的労働力を提供し、その対価として一定の報酬を受けている。 ※地裁判決と同じ。	○楽団員は、演出について裁量を与えられていないのであるから、その出演報酬は、演奏によってもたらされる芸術的価値を評価したものというよりは、むしろ、演奏という労務の提供それ自体の対価であるとみるのが相当。 ○出演報酬の一部たる契約金は、楽団員の生活の資として一応の安定した収入を与えるための最低保障給たる性質を有する。	○報酬は出来高制として定められているが、最低保障があり、生活保障的要素が強い。 ○特に小型車の場合は、報酬の額が最低保障額を超えることは少なく、また、月間出勤日数が定められ、これを下回る場合には報酬額を減額されていた。	

		中部日本放送事件		CBC管弦楽団労組事件（中部日本放送）				眞壁組事件	
		愛知地労委命令	地方裁判所判決	愛知地労委命令	地方裁判所判決	高等裁判所判決	最高裁判所判決	高等裁判所判決	
時期		昭和41年2月	昭和46年12月	昭和41年2月	昭和46年12月	昭和49年9月	昭和51年5月	平成10年10月	
結論		労働者性を否定	労働者性を肯定	労働者性を否定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	
判断要素	業務の発注に対する諾否の自由	○自由出演契約には、「会社の放送ならびに放送に附帯する業務に出演することを次の条件で約諾する」と規定され、常に出演義務があるようだが、それは自由出演契約の条件で契約したことを明らかにしたに止まり具体的な出演義務を規定したものではない。 ○合唱団員は自由に会社の発注に対し諾否を決めることができる。具体的な出演義務は発注に応諾して初めて生じる。 ○出演発注を実際に断れば次年度の契約更改で考慮される事由となりうることとは考えられるが、これは契約存続期間中の問題ではなく、契約中は発注に応じなくとも契約金の減額をされる等の不利益を受けることはないので、契約外の問題である。	○会社も合唱団員も、出演発注に対する拒否は法的には契約違反を構成しないが、道義的には非難されるべきことで、拒否はできないと考えてた。 ○また、度重なる出演発注拒否は次年度の再契約締結のとき当然考慮されるとも考えており、事実上は発注に対して応諾義務があった。	○自由出演契約には、「会社の放送ならびに放送に附帯する業務に出演することを次の条件で約諾する」と規定され、常に出演義務があるようだが、それは自由出演契約の条件で契約したことを明らかにしたに止まり具体的な出演義務を規定したものではない。 ○楽団員は自由に会社の発注に対し諾否を決めることができる。具体的な出演義務は発注に応諾して初めて生じる。 ○出演発注を実際に断れば次年度の契約更改で考慮される事由となりうることとは考えられるが、これは契約存続期間中の問題ではなく、契約中は発注に応じなくとも契約金の減額をされる等の不利益を受けることはないので、契約外の問題である。	○会社も楽団員も、優先ないし自由契約における本質的な契約関係を諾否自由な関係とは考えておらず、発注があれば原則として拒否できないと考えていた。自由契約を文字通り諾否自由な契約関係と解することはできない。 ○楽団員も、優先ないし自由契約における本質的な契約関係を諾否自由な関係とは考えておらず、発注があれば原則として拒否できないと考えていた。	○会社は、出演不応諾は自由だがその程度によっては再契約にあたって考慮することもある等証言しており、会社は自由契約における本質的な契約関係を、諾否自由な関係とは考えていなかった。 ○楽団員も、優先ないし自由契約における本質的な契約関係を諾否自由な関係とは考えておらず、発注があれば原則として拒否できないと考えていた。	○自由出演契約の締結にあたっては、会社も楽団員も、出演発注に対する楽団員の諾否が文字どおり自由になるのではなく、出演発注があれば原則として拒否できず、いつも発注に応じないときは、契約解除の理由となり、さらに次年度の契約更新を拒絶されうと考えていた。 ○契約の文言上は、楽団員が会社の出演発注を断ることが禁止されていなかったが、そのことから直ちに、契約が出演について楽団員になんの義務も負わせず、単にその任意の協力のみを期待したものであるとは解されない。 ○原則としては発注に応じて出演すべき義務を前提としつつ、ただ個々の場合に他社出演契約等を理由に出演しないことがあっても、当然には契約違反等の責任を問わないという趣旨の契約であるとみるのが相当。	○運転手は、会社の業務従事の指示等に対して、諾否の自由が事実上ない。	
	業務遂行への日時・場所・態様等への拘束	○会社は、合唱団員が発注に応じられないことがあらかじめ判っているときには、その旨の届出を期待し、その期間は発注しない取扱であり、合唱団員は常時待機する必要はない。 ○合唱団員が会社の出演発注に応諾すれば、出演に際して、演奏効果の統一上担当プロデューサーや指揮者から指図を受けるが、これは使用者の労働力の一般的指揮権によるものとは性質が異なる。 ○実態上、合唱団員が会社からの発注に応じた時間は1カ月中にせいぜい8時間であり、一般的に以前から極めて短い。	○自由出演契約は、民法の典型契約である雇傭契約と目し得るかは別として、その出演の実態に照らすと、専属出演契約時代の使用従属の関係は自由出演契約においても、なお同質的に存続しており、その限りで合唱団員は労組法3条にいう労働者と認められる。 ○合唱団員は会社からの発注を常時期待していた。 ○発注の量がいかに減少したとしても、現実には発注された特定の日時・時間以外の時間の全部が、常に合唱団員の自由に委ねられていると見るのは困難。 ○合唱団員は、会社が一方的に決定した番組、日時、場所に従い、制作担当者の指揮監督の下に芸能的労働力を提供している。	○会社は、楽団員が発注に応じられないことがあらかじめ判っているときには、その旨の届出を期待し、その期間は発注しない取扱であり、楽団員は常時待機する必要はない。 ○楽団員が会社の出演発注に応諾すれば、出演に際して、演奏効果の統一上担当プロデューサーや指揮者から指図を受けるが、これは使用者の労働力の一般的指揮権によるものとは性質が異なる。 ○実態上、出演日数は、1カ月につき平均4日であり、一般に拘束日数が極めて少ない。	○自由出演契約は、民法の典型契約である雇傭契約と目し得るかは別として、その出演の実態に照らすと、専属出演契約時代の使用従属の関係は自由出演契約においても、なお同質的に存続しており、その限りで楽団員は労組法3条にいう労働者と認められる。 ○楽団員は会社からの発注を常時期待していた。 ○発注の量がいかに減少したとしても、現実には発注された特定の日時・時間以外の時間の全部が、常に楽団員の自由に委ねられていると見るのは困難。 ○楽団員は、年間を通じて会社が一方的に決定した番組、日時、場所に従い、制作担当者の指揮監督の下に芸能的労働力を提供している。	○自由出演契約は、民法の典型契約である雇傭契約と目し得るかは別として、その出演の実態に照らすと、専属出演契約時代の使用従属の関係は自由出演契約においても、なお同質的に存続しており、その限りで楽団員は労組法3条にいう労働者と認められる。 ○楽団員は、もともと将来の生活を保障するからと募集されており、会社からの発注を常時期待していた。 ○発注の量がいかに減少したとしても、現実には発注された特定の日時・時間以外の時間の全部が、常に団員の自由に委ねられていると見るのは困難。 ○楽団員は、年間を通じて会社が一方的に決定した番組、日時、場所に従い、制作担当者の指揮監督の下に芸能的労働力を提供している。 ○自由出演契約の文言では芸能員就業規則の適用はなかった。	○楽団員は、演奏という特殊な労務を提供する者であるため、必ずしも会社から日々一定の時間的拘束を受けるものではなく、出演に要する時間以外の時間は事実上その自由に委ねられているが、会社において必要とするときは随時その一方的に指定するところによって楽団員に出演を求めることができ、楽団員が原則としてこれに従うべき基本的関係がある以上、たとえ会社の都合によって現実の出演時間がいかに減少したとしても、楽団員の演奏労働力の処分につき会社が指揮命令の権能を有しないものということとはできない。	○運送のない場合も出勤時刻を指定され、配送のための呼び出しがあるまで即座に対応できる場所に待機せねばならない。 ○出発時刻や到着時刻は分刻みで指定されている。 ○業務遂行方法についても、積み込み前後、輸送中、現場到着時など、配布された作業標準により極めて詳細に指示されている。 ○上記の指示内容は、運送という業務の性格上当然と考えられるものを超えていた。 ○運転手は会社の名前の入った制服を給付され、着用を義務付けられていた。	
	専属性	—	—	—	○楽団員の他社出演は、1・2例を数える程度で極めて僅少であった。 ○相当数の楽団員は夜分にキャバレー等でアルバイトとして稼働しているが、その報酬は参加人との契約による報酬の不足分を補う程度のものであった。 ※地裁判決と同じ。	○楽団員の他社出演は、1・2例を数える程度で極めて僅少であった。 ○相当数の楽団員は夜分にキャバレー等でアルバイトとして稼働しているが、その報酬は参加人との契約による報酬の不足分を補う程度のものであった。 ※地裁判決と同じ。	—	—	
	事業者性	—	○出演は本人に限り、代替出演は認められない。 ○自由出演契約下では、健康保険、厚生年金、厚生共済会への加入が認められており、社員手帳も昭和40年代末までは交付されていた。	○出演は本人に限り、代替出演は認められない。 ○楽団員は、厚生年金、厚生共済会への加入が認められており、社員手帳も交付されていた。また、健康保険、失業保険の適用もされていた。	○出演は本人に限り、代替出演は認められない。 ○楽団員は、厚生年金、厚生共済会への加入が認められており、社員手帳も交付されていた。また、健康保険、失業保険の適用もされていた。	○会社名を使用してする社外出演は会社の許可を受けることを要し、かつ、契約者側の署名捺印のみを要する差入書方式となっていた。 ○楽団員は、厚生年金、厚生共済会への加入が認められており、社員手帳も交付されていた。また、健康保険、失業保険の適用もされていた。	—	○ミキサー車の燃料費、維持管理費は運転手が負担している。 ○運転手は確定申告をし、源泉徴収はなされていない。 ○事業者としての性格は否定できないが、下記の事情から、決定的なものとして重視とはできない。 ・運転手は月々の報酬からミキサー車のリース料を支払い、完済後はその所有権を取得しているが、これは会社が運転手の募集において定めた条件であり、もともと所有していた車両の持ち込み運転手の場合とは趣を異にする。 ・運転手の一部は、ミキサー車を2・3台持つが、その補助者については会社の承諾が必要だった。	